

令和6年度 特別区民税・都民税(住民税)の 主な改正点についてお知らせ

1. 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

令和6年度から扶養控除の対象となる国外居住親族(合計所得が48万円以下であり、居住者から送金を受けている人)が、次の(1)~(3)の人に限られます。

- (1) 16歳以上30歳未満の人
- (2) 70歳以上の人
- (3) 30歳以上70歳未満の人のうち、次の①~③のいずれかに該当する人
 - ① 留学により国内に住所・居所を有しなくなった人
 - ② 障害者
 - ③ 居住者からその年において生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人

2. 上場株式等に係る配当所得等・譲渡所得等の課税方式の統一

上場株式等の配当所得等・譲渡所得等については、これまで住民税と所得税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和6年度課税以降は、課税方式を所得税と一致させることになりました。

所得税で上場株式等の配当所得等・譲渡所得等を確定申告すると、これらの所得は住民税でも所得に算入されます。

3. 防災財源確保のための均等割額の増額分の終了

東日本大震災の復興に関し、区・都が実施する防災のための施策に要する財源を確保するため、平成26年度~令和5年度の間、特別区民税・都民税の均等割額をそれぞれ年額500円増額していましたが、増額は令和5年度で終了します。

4. 森林環境税の創設

森林整備等に必要な地方財源を確保するために森林環境税(国税)が創設されました。令和6年度から住民税の均等割額と併せて1000円を区が賦課徴収します。

税目	令和5年度まで	令和6年度以降
森林環境税(国税)	—	1000円
住民税 特別区民税	3500円	3000円
均等割 都民税	1500円	1000円
合計	5000円	5000円

問い合わせ

税務課課税係

☎3578-2593~8、2600~8



お好きな方法で納税できます

Web口座振替受付サービス

パソコンやスマートフォンから24時間いつでも簡単に口座振替の申し込みができます。



◀Web口座振替受付サービス専用サイト

ペイジー口座振替受付サービス

金融機関のキャッシュカードを区の専用端末に通し、暗証番号を入力することで口座振替の申し込みができます。

ところ

各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)

持ち物

- 本人確認書類および金融機関のキャッシュカード
- ※デビット機能や、クレジットカード機能の付いたキャッシュカードは利用できません。
- ※このサービスから登録できる金融機関はゆうちょ・みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・芝信金・さわやか信金の7行です。

コンビニ納付

- ① 現金と納付書を持ってコンビニへ
- ② レジでお支払い
- ③ 領収証書とレシートの受け取り

電子マネー決済

スマートフォンの専用アプリで納付書のバーコードを読み取ることで、24時間いつでも納付ができます。

LINE Pay PayPay auPAY d払い Jcoin

モバイルレジ

スマートフォンからモバイルバンキング(インターネットバンキング)やクレジットカードで支払う方法です。

専用アプリで納付書のバーコードを読み取り、納付方法を選択して24時間いつでも支払うことができます。

※モバイルレジでクレジットカード納付を利用する場合は、手数料がかかります。

詳しくは、モバイルレジの☎をご覧ください。



◀モバイルレジ☎

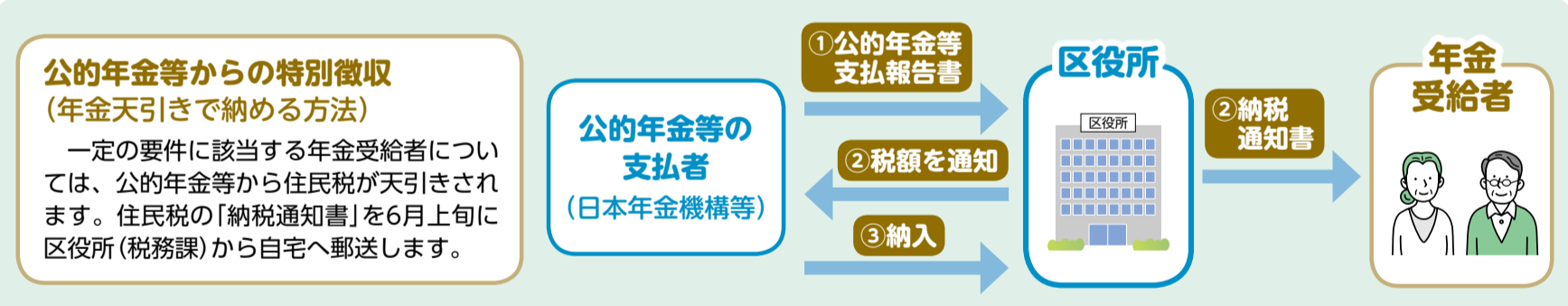
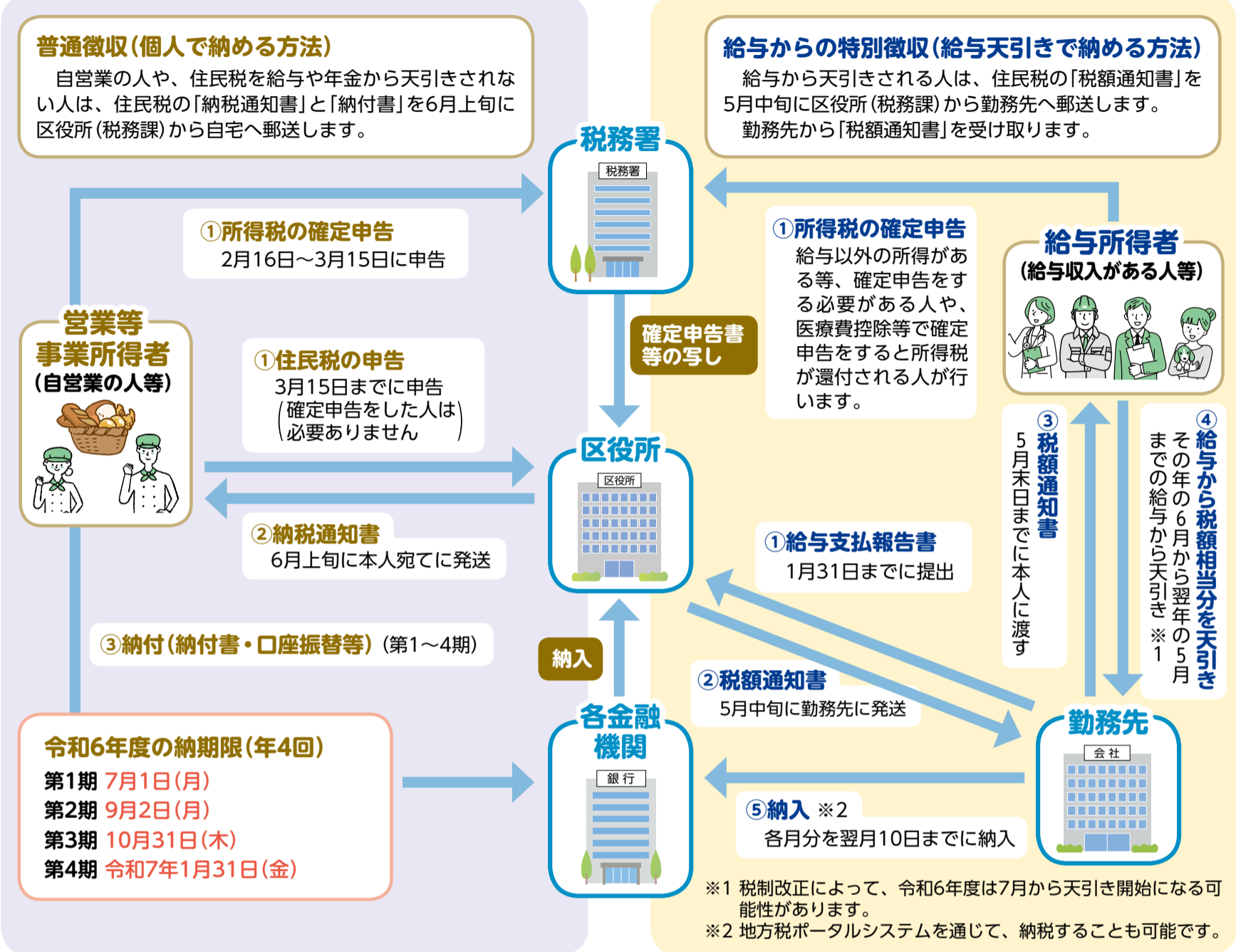
モバイルレジ



※コンビニ納付・電子マネー決済・モバイルレジでの納付は、バーコードのある納付書のみ利用可能です。

問い合わせ 税務課課税係 ☎3578-2586~91

申告から納税までの流れ



税務関係民間団体のご紹介

区内の税務関係民間団体は、正しい税知識の普及および納税意識を高めることを目的として、区や税務署等と相互に連携するとともに、地域社会の健全な発展に寄与する各種の社会貢献活動を行っています。

構成団体	団体名	主な活動
納連	芝納税貯蓄組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> 税に関する広報活動、各種研修会の開催 記帳活動 税理士による無料相談 租税教室の開催 税に関する作品(作文、標語、絵はがき)コンクールの開催 ボランティア活動(バザー売上金の寄付)等
	麻布納税貯蓄組合連合会	
青申会	(一社)芝青色申告会	
	(一社)麻布青色申告会	
法人会	(公社)芝法人会	
	(公社)麻布法人会	
間税会	芝間税会	
	麻布間税会	
小売酒販	芝酒類商連合会	
	東京小売酒販組合麻布赤坂支部	
税理士会	東京税理士会芝支部	
	東京税理士会麻布支部	



問い合わせ
 税務課税務係 ☎3578-2586

知っておきたい住民税

住民税とは

住民税には、「個人住民税」と「法人住民税」があり、個人住民税は区で、法人住民税は都税事務所で賦課徴収しています。

住民税の構成

個人住民税は、「特別区民税」と「都民税」からなり、それぞれに「均等割」と「所得割」があります。この均等割と所得割の額を合計したものが1年間の税額(年税額)です。

均等割 区内に住所のある人や、事務所・事業所・家屋敷のある人が一律に負担する税金です。

※特別区民税は3500円、都民税は1500円です。

※東日本大震災の復興に関し、区・都が実施する防災のための施策に要する財源を確保するため、平成26年度～令和5年度の間に、特別区民税・都民税の均等割額をそれぞれ年額500円増額しています。

所得割 前年の所得に応じて計算された税額です。

特別区民税の税率は6パーセント、都民税の税率は4パーセントです。所得の種類によって税率が異なる場合があります。

住民税を納める人(納税義務者)

住民税は、その年の1月1日現在の住所地で、前年の1月～12月の所得に対して課税されます。

納税義務者	均等割	所得割
港区に住所のある人	○	○
港区に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷のある人	○	—

住民税がかからない人

均等割も所得割もかからない人(住民税非課税)

- (1) その年の1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- (2) その年の1月1日現在、障害者・未成年者・ひとり親・寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の人
- (3) 前年の合計所得金額が次の金額以下の人
 - ① 同一生計配偶者、扶養親族がいない人
45万円(給与収入で100万円)
 - ② 同一生計配偶者、扶養親族がいる人
35万円×(同一生計配偶者と扶養親族(年少扶養含む)の人数+1)
+10万円+21万円

税金のかからない給与収入の額

給与所得(パート等含む)のみの人で1年間の給与収入の合計が103万円までの場合、所得税はかからず、100万円までの場合は住民税もかかりません。

給与収入(年収)※	本人に税金がかかるかどうか		扶養に入ることができるか
	住民税	所得税	
100万円以下	かからない	かからない	できる
100万円超～103万円以下	かかる	かからない	できる
103万円超	かかる	かかる	できない

※扶養親族がいる場合等は、税金のかからない給与収入の額が変わります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

税務課課税係 ☎3578-2593~8、
3578-2600~8



納税相談はお早めに

さまざまな事情により納期限までに納付することが困難な場合には、納税相談を受け付けています。納税が遅れると延滞金がかかります。なお、延滞金は、納期限の翌日から納付した日までの期間に応じて計算されます。

滞納者に対する徴収強化を進めています

税負担の公平性確保の観点から、納期限を超えても未納が続く滞納者に対しては、財産(預貯金・生命保険・給与・自動車・不動産等)の差押えを行っています。

差押えた財産は、原則として、滞納している税金や延滞金に充てます。



問い合わせ

税務課納税促進係 ☎3578-2615~21・2626~33

課税(非課税)・納税証明書の請求について

課税証明書は、住民税の課税額(前年の所得および扶養の状況等)が記載され、非課税証明書は課税額がないことを証明するものです。

納税証明書は課税証明書の内容に加えて納税額を証明しています。

請求には、「窓口申請」「郵送申請」「電子申請」「コンビニ交付」の4つの方法があります。



◀ 課税(非課税)証明書および納税証明書の各申請方法

問い合わせ 税務課課税係 ☎3578-2586~91



税務署からの確定申告のお知らせ

所得税・贈与税の申告書の提出期限・納期限は **3月15日(金)** です

確定申告は自宅からの
e-Taxがおすすめです!

スマホでも!



確定申告



詳しくは

スマホ対応ブラウザ



国税庁
確定申告書
作成コーナー

iPhone

Android

チャットボットや電話で相談できます!



チャットボットでの相談



税務相談
チャットボット



税務職員ふたば

質問を入力すると、
AIを活用した「税務職員ふたば」が
お答えします。

電話での相談



申告書の作成に当たっての
不明点等

国税相談専用ダイヤル
0570-00-5901

e-Taxの使い方
(操作方法等)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
0570-01-5901

税理士による無料申告相談の日程

期間	会場	所在地	受付時間	事前申し込みサイト	事前申し込み専用電話番号
1月30・31日(火・水)	白金台いきいきプラザ2階集会室B	白金台4-8-5	午前9時30分~11時30分、 午後1時~3時30分		03-6745-6304 受付時間 平日午前9時~午後4時
2月1・2日(木・金)	芝浦港南区民センター1階区民ホール	芝浦4-13-1			
2月6~9日(火~金)	高輪区民センター2階展示ギャラリー	高輪1-16-25			
2月1日(木)~15日(木) ※土・日曜および祝日を除く	麻布税務署別館会議室	西麻布3-3-5	午前9時30分~午後4時		03-6745-6306 受付時間 平日午前9時~午後4時

- ※混雑回避のため、オンラインまたは電話による事前申し込みを受け付けます。
- ※オンラインによる事前申し込みの詳細は、事前申し込みサイトをご確認ください。
- ※電話による事前申し込みは、「管轄の税務署」「希望の会場および相談日時」等をお伝えください。
- また、電話が大変混み合う可能性がありますので、オンラインによる事前申し込みの利用をご検討ください。
- 事前申し込み専用電話番号以外(税務署および地方団体)の電話による申し込みは受け付けていません。
- ※一部、当日入場整理券の配布を行います。なくなり次第終了しますので、ぜひ、事前申し込みをご利用ください。
- ※土地、建物および株式等の譲渡所得がある人の利用はできません。



申告書作成会場の日程

開設期間	会場	所在地	時間
2月16日(金)~3月15日(金) ※土・日曜および祝日を除く(注)	芝税務署5階会議室 麻布税務署別館会議室	芝5-8-1 西麻布3-3-5	受け付け:午前8時30分~午後4時 相談:午前9時15分開始

- (注)2月25日(日)は東京国税局1階(中央区築地5-3-1)で開場します。
- ※令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配布します。
- ※入場整理券は、当日、会場で配布する他、LINEで事前発行を行います。
- ※入場整理券の配布状況に応じて、受け付けを早く締め切る場合があります。
- ※3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来署をおすすめします。
- ※公共交通機関をご利用の上、来署ください。

詳しくは、国税庁を
ご覧ください

国税庁



オンラインで入場整理券
を事前発行

LINEアプリで国税庁の公式
アカウントを友だち追加
してください。



友だち追加は
こちらから!



問い合わせ 芝税務署 ☎3455-0551 麻布税務署 ☎3403-0591 Income Tax Counseling In English ☎3821-9070

都税事務所からのお知らせ

個人事業税の申告について

個人で事業を営んでいる人は、3月15日(金)までに、令和5年中の事業の所得等を、都税事務所に申告することになっています。ただし、所得税や特別区民税・都民税の申告をした人は、個人の事業税の申告をしたものとみなされ、別途申告する必要はありません。

なお、年の途中で事業を廃止した場合は、廃止の日から1カ月以内(死亡による廃止の場合は4カ月以内)に個人の事業税の申告をする必要があります。

問い合わせ 東京都港都税事務所個人事業税班 ☎5549-3805

この広報紙は、誰でも読みやすく、伝わりやすいフォント(ユニバーサルデザインフォント)を使用しています。